

# 令和3年10月31日執行 福島県第1区 衆議院小選挙区選出議員選挙選挙公報

福島県選挙管理委員会

活動をホームページ、各種SNSなどでも発信しています!

活動実績 ~これまでの取組と課題~



**【プロフィール】**

衆議院議員を4期当選。  
復興副大臣、文部科学副大臣 兼  
内閣府副大臣などを歴任。  
福島復興や幼児教育無償化を実現。  
生年月日：昭和30(1955)年9月10日生まれ  
家族構成：妻・2女1男(孫1人)  
座右の銘：無私情熱

## ~亀岡よしたみが描く福島の未来~

### 復興・創生へ!

- 飯坂、土湯、高湯各温泉を中心とした観光振興
- 相馬港を起点としたクルーズ船の着地型観光誘客
- 水素などの新エネルギーを活用した持続可能な最先端のまちづくり
- 浜通りの漁業の再生

### 福島の世界に!

- ふくしまフルーツのブランド化
- あづま球場の五輪遺産(レガシー)の活用
- 福島医大による新型コロナウイルス抗体新薬の開発
- ロボットテストフィールド・国際教育研究拠点を活用した人材の育成

### 全ての世代に笑顔を!

- きめ細やかな子育て支援と教育の振興
- 地域経済・地域社会を担う中小の商工業者の支援、事業承継、なりわい再生
- 高齢者が生き生きと健康で暮らせる地域づくりの実現、100歳健康長寿社会の実現

東日本大震災から10年という月日がたちました。苦難を乗り越えた経験が忘れられることなく、私たちがひとりひとりの「復興」の歩みが光輝くものとなるよう働いてまいります。東日本大震災以降も余震や東日本台風などの自然災害、そして新型コロナウイルスへの対応、取組に全力を尽くしてきました。これまでの歩みを止めることなく、さらなる復興とコロナ禍から日常を取り戻すために取り組んでまいります。また、子どもたちへ「日本人として誇りに取り組んで参ります。観」を養う為、教育の在り方を見直し、国民ひとりひとりに優しい社会福祉を目指します。



自民党公認  
**亀岡よしたみ**  
六十六才

- 【略歴】**
- 伊達市出身
  - 福島女子高卒
  - 法政大卒
  - 福島大学大学院修了
  - 福島介護福祉専門学校講師
  - 衆議院議員1期
  - 元復興大臣政務官

- 【役職】**
- 東日本大震災復興特別委員会筆頭理事
  - 衆議院農林水産委員会委員
  - 立憲民主党福島県連代表

## すべての人に居場所と出番を「安心できる国づくり」のために

**持続可能で安心できる社会保障制度を確立します!**

- 介護職員・障がい福祉職員等の待遇改善とキャリア形成の支援
- すべての世代の国民に信頼される持続可能な年金制度の確立

**東日本大震災・原発事故からの復興・創生に全力を尽くします!**

- 避難地域等の医療・福祉・教育環境の整備・充実
- 公共インフラの整備推進帰還困難区域の避難指示解除のための支援強化

**新型コロナウイルスから国民のいのちと生活を守ります!**

- 医療機関支援と人材確保
- エッセンシャルワーカーを中心とした積極検査
- 厳しい経営環境にある事業者支援

**米価下落対策、農業者の所得補償など、農林水産業の所得向上と雇用を創出!**

- 農業者戸別所得補償制度の復活・拡充と6次産業化の推進
- 安全・安心な食の提供体制の確立と海洋・水産資源の確保・保全

**若者の支援や子育て支援、女性が輝く社会を実現します!**

- 働く若い世代への各種支援を通じた貧困・格差の是正
- 不妊治療をはじめ妊娠・出産・子育てへの支援拡充

**ALPS処理水の海洋放出に反対します!**

- 関係者への丁寧な説明と理解の深化、浄化処理の確実な実施
- 正確な情報発信と万全な風評対策と将来に向けた事業者支援

清く、正しく、まっすぐな国づくり!  
私金子恵美の政治目標は、弱い立場、困難な立場にある人たちが安心して暮らせる国をつくることです。コロナ禍で疲弊した国民の皆様、暮らしを守り、経済を立て直すために、この衆議院議員選挙を戦うことを決意しました。



立憲民主党  
**かねこ恵美**  
56才

# 願いを声に。未来を変えに。



## 第49回衆議院議員総選挙 投票日 10月31日(日)

福島県選挙管理委員会・福島県明るい選挙推進協議会

### 投票所では、感染症対策を徹底しております。

投票所には消毒液を設置します。	投票所スタッフはマスクを着用します。	投票所内は定期的に換気を行います。	不特定多数の方が触れる箇所は、定期的に消毒を行います。

当日投票に行けない方は、期日前投票又は不在者投票を利用しましょう。

この選挙公報は、候補者から法定期限内に提出された原稿をそのまま印刷したものです。候補者等が選挙公報を印刷して頒布すること等は、選挙運動用文書図画の規制等の規定に抵触するおそれがあります。

# 衆議院議員総選挙・最高裁判所裁判官国民審査 投票日10月31日（日）

投票は  
18歳から  
行えます

投票日に投票できない方は、

期日前投票制度又は不在者投票制度を利用しましょう！！

避難されている方は、避難先の市区町村で不在者投票が行えます。

## 期日前投票制度・不在者投票制度

■期 間／ 〇衆議院議員総選挙 } 10月20日（水）～10月30日（土）  
〇最高裁判所裁判官国民審査

■時 間／ 8：30～20：00（※一部、異なる場合があります）

期日前投票所によっては、投票できる期間や投票時間が異なる場合がありますので、各市町村選挙管理委員会にお問い合わせください。福島県選挙管理委員会のホームページに県内市町村の期日前投票所及び投票時間を掲載しております。

■場 所／ ①期日前投票：各市町村選挙管理委員会が定める場所  
②不在者投票：滞在地（避難先）の市区町村選挙管理委員会

■手続き／ ①期日前投票：期日前投票所に行って、直接投票箱に投票します。  
（ただし、宣誓書の記載が必要となります）  
②不在者投票：以下の手続きにより投票してください。

### 1 投票用紙等を請求する

「不在者投票請求書・宣誓書」に必要事項を記入し、住民票のある市町村の選挙管理委員会へ郵送してください（メールやFAXでの請求はできません）。

※様式は、県選挙管理委員会ホームページからもダウンロードできます。

### 2 投票用紙等を受け取る

住民票のある市町村の選挙管理委員会から、郵送されてきた封筒（投票用紙、投票用封筒（内封筒と外封筒）、不在者投票証明書）を受け取ってください。

【注意】不在者投票証明書の開封や投票用紙への事前記入は絶対にしないでください。投票ができなくなります。

### 3 滞在地（避難先）の市区町村で投票する

受け取った封筒を持参して滞在地（避難先）の市区町村選挙管理委員会で投票してください。

滞在地の市区町村から住民票のある市町村に投票済の投票用紙を送る必要があるため、余裕を持って早めの投票をお願いします。

## 選挙に関する情報はこちらのサイトから

<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/62010a/>

福島県選管

検索



候補者・政党等の情報がご覧になれます。

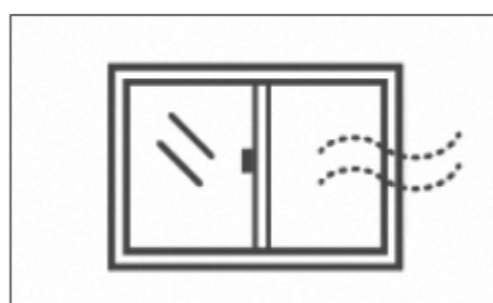
## 投票所では、感染症対策を徹底しております。



投票所には消毒液を設置します。



投票所スタッフはマスクを着用します。



投票所内は定期的に換気をします。



不特定多数の方が触れる箇所は、定期的に消毒をします。

## 感染症対策への皆様のご協力をお願いします。

・マスクの着用 ・周りの方との距離の確保 ・来場前と帰宅後の手洗い、うがいの実施  
なお、投票所では持参した筆記用具を使用することができます。

また、新型コロナウイルス感染症のために自宅療養または宿泊療養をしている方は、療養している場所から郵便による投票を行うことができます。

詳しくは、県選挙管理委員会または住民票のある市町村の選挙管理委員会にお問い合わせください。

期日前・不在者投票の詳細については、県選挙管理委員会（024-521-7062）  
又は最寄りの各市区町村選挙管理委員会にお問い合わせください。